

救急告示医療機関の申出等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号。以下「省令」という。）の規定に基づいて、次のとおり救急告示病院及び救急告示診療所（以下「救急告示医療機関」という。）の申出等の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(救急告示医療機関の申出)

第2条 病院又は診療所の開設者が省令第1条第1項の規定により救急業務に関し新たに協力を申し出ようとするときは、別紙様式1号による申出書2通を知事に提出するものとする。

2 救急告示医療機関の開設者が、引き続き救急告示医療機関としての認定を受けようとするときは、認定の有効期限の到来する4月前に、別記様式第1号による申出書2通を知事に提出するものとする。

(申出事項の変更の届出)

第3条 救急告示医療機関の開設者は、前条の規定による申出書に記載した事項に変更を生じたときは、別記様式第2号による届出書2通を知事に提出するものとする。

(申出の撤回の届出)

第4条 救急告示医療機関の開設者は、省令第1条第1項の規定による申し出を撤回しようとするときは、別記様式第3号による届出書2通を知事に提出するものとする。

(書類等の経由等)

第5条 この要領に基づき知事に提出する書類は、当該医療機関の所在地を所轄する保健所を経由するものとする。この場合において保健所長は1通を保健所に保管し、他の1通を医療政策課長に送付するものとする。

(保健所長の意見)

第6条 保健所長は、第2条の規定による申出書を受け付けたときは、当該医療機関について、省令第1条1項各号に掲げる基準に対する適合の状況について意見を付し、当該医療機関の所在地を所轄する消防長（消防本部未設置町村については町村長。以下「消防長」という。）に申出書2通を送付するものとする。

(消防長等の意見)

第7条 前条の規定により申出書の送付を受けた消防長等は、当該医療機関について調査し、救急業務遂行上の支障の有無について意見を付し、意見書2通を保健所長に返送するものとする。

(救急告示委員会の意見)

第8条 知事は、救急告示医療機関としての認定を行うにあたっては、茨城県救急告示委員会の意見を聴くものとする。

(知事の認定)

第9条 知事は、第2条の規定による申し出があったときは、第6条、第7条及び第8条の規定に基づく意見を考慮し、省令第1条第1項の規定により救急告示医療機関として認定するものとする。

(告示、通知等)

第10条 知事は、前条の規定により認定したときは、省令第2条の規定により告示し、その旨を当該医療機関の開設者に通知するとともに、各消防長等、茨城県医師会長、各市郡医師会長及び各保健所長等関係機関にもその旨通知するものとする。

(申出、変更届出、撤回届出等の取扱い)

第11条 この要領に定める申出、変更届出、撤回届出及び告示行為等の取扱は、別表の区分によるものとする。

付 則

- 1 この要領は、昭和62年5月12日から適用する。
- 2 この要領は、平成10年5月12日から適用する。
- 3 この要領は、平成12年4月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成19年5月9日から適用する。
- 5 この要領は、平成29年4月1日から適用する。